

令和2年(2020年)度
子供食堂推進補助金
申請の手引き



世田谷区

1. 補助金の目的

この補助金は、「孤食」や「欠食」などの状況にある子どもを中心に、安心できる居場所において無料または安価な料金で食事の提供等を主体的に行う子ども食堂に対して運営に係る費用の一部を補助することを目的にしております。

2. 対象となる団体

助成の対象となる団体は次に掲げる条件を満たす団体です。

- (1) 社会福祉協議会又は世田谷区が関わる子ども食堂及び関係機関等の連絡会の構成員であること。
- (2) 定款または会則やこれに準ずるものを備えていること。
- (3) 月に **1 回以上、定期的に実施**していること。
- (4) 1 回当たり子どもの参加が**概ね 10 名以上**見込める規模で開催をし、**3 分の 2 以上**が**区内在住**であること。
- (5) 事業規模に応じてのスタッフの人員体制を確保・配置していること。
- (6) 原則として、直接調理をしたものを提供していること。
- (7) 事故発生時の対応のための保険に加入していること。

3. 守っていただくこと

補助金を受ける際には下記の各号をお守りください。

- (1) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、食品衛生管理等の指導や助言を求めていること。
- (2) 食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令等に基づく適切な衛生管理体制を確保すること。
- (3) 参加する子どもへの食物アレルギーの有無を確認し、食材の確保に十分注意すること。
- (4) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、主催者等の間で周知が徹底されるよう努めること。
- (5) 主催者等が参加者の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関につなぐよう努めること。
- (6) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合に、本事業の目的等を勘案して適切な金額等の設定を行っていること。
- (7) 活動中の安全な運営に関して必要な指示を受けること。
- (8) 個人情報の適正な管理に十分に配慮し、事業の実施に関する主催者等が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の厳格な取扱いを行うこと。

4. 事業の実施期間

令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日まで

5. 対象経費・助成金の額

(1) 次の①～⑧に掲げるものが対象となります。

- ①食材の運搬費に関する交通費及び車両の燃料費等の需要費
- ②事業に利用する消耗品費
- ③案内用パンフレットやチラシの印刷物の印刷費
- ④運営に関する光熱水費
- ⑤食材費
- ⑥通信費、郵便代、保険代等の役務費
- ⑦会場の賃借費や車両の賃借料

(2) 運営助成金の額 1回あたり **10,000円以内**とし、**上限240,000円**とする。

※開催回数が少ない場合は、助成金額を減額する場合がございます。

※年度途中から実施した場合は、実質月数に応じて按分となります。

6. 申請及び交付について

申請受付期間： **令和2年6月30日（火）まで（必着）**

申請には、次に掲げる書類を提出してください。

※このほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります

(1) 子供食堂推進補助金交付申請書【第1号様式】

(2) 前年度決算書及び活動報告書

※指定の様式は特にございません。団体で使用している書式でご提出してください。

※今年度より開催する団体につきましては、提出は不要です。

(3) 本年度予算書及び活動計画書

※指定の様式は特にございません。団体で使用している書式でご提出してください。

(4) 会則、規約、設立趣意書またはそれに準ずるもの

(5) 会報、通信、チラシその他広報物（ ）

(6) 団体の金融機関口座通帳コピー（口座名に子ども食堂名が記載されているもの）

※代表者等の個人名口座やNPO法人等の本部の口座の使用は不可となります。

7. 申請からの流れ

申請受付期間	令和2年 <u>5月15日(金)～6月30日(火)</u> <u>必着</u>
↓	
審査	令和2年7月上旬
↓	
支援決定通知	令和2年7月中旬
↓	
運営支援金振込	令和2年8月中旬
↓	
活動報告書提出	<u>令和3年4月10日必着</u>

※提出をして頂く書類等については、決定後お知らせいたします。

(1) 申請にあたっての注意事項

※年間1団体1事業の申請です。

※連合体であって会計上、決算上独立している支部等は1団体と見なすことができます。

(2) 相談・提出先

※申請の際は、開催場所の地域社協事務所または地区事務局へ電話連絡の上、受付窓口へご持参ください。

- **世田谷地域社会福祉協議会事務所** 03-3419-2311
世田谷区太子堂 2-12-2 T-one 世田谷ビル 5階
- **北沢地域社会福祉協議会事務所** 03-5787-8537
世田谷区北沢 2-11-3 イサミヤビル 3階
- **玉川地域社会福祉協議会事務所** 03-5491-8525
世田谷区玉川 1-20-21 玉川総合支所 二子玉川庁舎 A棟 2階
- **砧地域社会福祉協議会事務所** 03-5727-6101
世田谷区成城 2-33-15 成城二丁目事務所棟
- **烏山地域社会福祉協議会事務所** 03-5314-1891
世田谷区南烏山 5-18-13 モリツチビル 4階

8. その他

(1) 下記に該当する場合は、補助金は交付しないもしくは返還を求める場合がございます。

- ①暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。（以下「暴排条例」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体であること。
- ②法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成委員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいること。
- ③公序良俗に反する活動を行うこと。
- ④子供食堂を実施する際に特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行うこと。

(2) 交付決定後下記の内容があった場合取り消しとなります。ご注意ください。

- ①偽り又はその他不正の手段により子供食堂推進補助金の交付を受けたとき。
- ②子供食堂推進補助金をその対象となる事業以外の用途に使用したとき
- ③実績報告による事業の成果又は事業費の実績額が交付申請の内容を著しく下回るとき。
- ④子供食堂推進補助金の交付決定の内容、これに付した条件、子ども食堂推進補助金の規程に基づく指導に従わないとき。

(3) 開催場所やスタッフの確保（例：学習支援で学生ボランティアさんがほしい）について、その他のご相談がございましたら、前頁の各地域社協までご連絡ください。



《よくあるご質問 Q & A》



Q 他のファンドなどから助成を受けている場合でも申請できるのでしょうか？

A 申請できます。

ただし、申請ができない場合もございますので、規定等の確認をお願いいたします。

Q 補助金を受けた後、予定していた事業が変更になった場合は？

A 担当窓口にご相談の後、変更届（定形）および必要書類をご提出いただきます。

その上で変更後の事業内容、支出項目が対象かどうかを再審査し、助成金使用の可否を決定します。ただし、受理した場合においても、決算額が予定よりも下回った際は、期限を定めて返金を請求いたします。また事前に変更届提出をせず事業を実施した場合も、補助金の返金を請求する場合がありますので、事業内容に変更がある場合は必ず事前にご相談ください。



地区事務局連絡先



地域	地区	電話番号	住所
世田谷	池尻	090-9818-3040	池尻3-27-21 池尻まちづくりセンター内
	太子堂	070-3946-9785	太子堂2-17-1 太子堂まちづくりセンター内
	若林	070-3946-9786	若林3-34-1 若林まちづくりセンター内
	上町	070-3946-9787	世田谷1-23-5 上町まちづくりセンター内
	経堂	070-3946-9788	宮坂1-44-29 経堂まちづくりセンター内
	野沢・下馬	070-3946-9789	下馬4-13-4 下馬まちづくりセンター内
	上馬	070-3946-9790	上馬4-10-17 上馬まちづくりセンター内
北沢	梅丘	070-3946-9791	梅丘1-61-16 梅丘まちづくりセンター内
	代沢	070-3946-9792	代沢5-1-15 代沢まちづくりセンター内
	新代田	070-3946-9793	羽根木1-6-14 新代田まちづくりセンター内
	北沢	070-3946-9794	北沢2-8-18 北沢タウンホール地下1階 北沢まちづくりセンター内
	松原	070-3946-9795	松原2-17-36 松原まちづくりセンター内
	松沢	090-9818-2907	赤堤5-31-5 松沢まちづくりセンター内
玉川	奥沢	070-3946-9796	奥沢3-15-7 奥沢まちづくりセンター内
	九品仏	070-3946-9797	奥沢7-35-4 九品仏複合施設内 九品仏まちづくりセンター内
	等々力	070-3946-9798	等々力2-28-5 玉川総合支所等々力庁舎2階 等々力まちづくりセンター内
	上野毛	070-3946-9799	中町2-33-11 上野毛まちづくりセンター内
	用賀	090-9818-3740	用賀2-29-22 用賀まちづくりセンター内
	二子玉川	080-7738-7699	玉川4-4-5 二子玉川まちづくりセンター内
	深沢	070-3946-9800	駒沢4-33-12 深沢まちづくりセンター内
砧	祖師谷	070-3946-9801	祖師谷4-1-23 祖師谷まちづくりセンター内
	成城	070-3946-9802	成城6-2-1 砧総合支所3階 成城まちづくりセンター内 (令和2年6月15日から成城6-3-10へ移転予定)
	船橋	070-3946-9803	船橋4-3-2 船橋まちづくりセンター内
	喜多見	070-3946-9804	喜多見5-11-10 喜多見まちづくりセンター内
	砧	080-9418-7736	砧5-8-18 砧まちづくりセンター内
烏山	上北沢	090-9818-2773	上北沢4-32-9 上北沢まちづくりセンター
	上祖師谷	070-3946-9805	上祖師谷2-7-6 上祖師谷まちづくりセンター内
	烏山	070-3946-9806	南烏山6-2-19 烏山区民センター内1階 烏山まちづくりセンター内

ご相談等の際には、電話で連絡の上、お越しください。お待ちしております。





<受付・問合せ先>

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 調整係
〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟 4階
電話 : 03-5429-2233 FAX:03-5429-2204